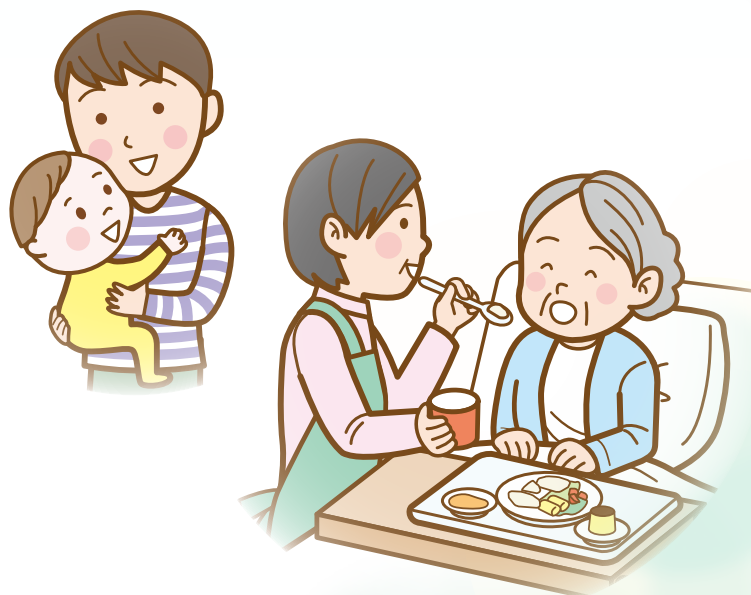


ジョブリターン制度の導入を応援します!!



都内中小企業向け
奨励金
20万円

東京都では、育児・介護等を理由に会社を退職した方が元の会社に復帰し、能力を発揮できる環境を整備する中小企業等を応援するため、「**ジョブリターン制度**」を導入する企業に対し奨励金を支給します。

※「**ジョブリターン制度**」とは、結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児または介護を理由に退職した方が、退職前の会社に復帰できる制度のことです。

奨励金の概要

〈奨励対象事業者〉 ※一部抜粋 ※詳細は募集要項でご確認ください。

- ①都内で事業を営む中小企業等（常時雇用する労働者が300人以下であること。）
- ②都内勤務で常時雇用する労働者を2名以上、かつ、6か月以上継続雇用していること。
- ③就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。
- ④就業規則やその他規程で、ジョブリターン制度について明文化されていないこと。
- ⑤都HPへの企業名等の公表に同意すること。

〈奨励事業〉 ※詳細は募集要項でご確認ください。

- ①ジョブリターン制度の導入
*ジョブリターン制度を新たに整備し、就業規則やその他社内規定に明文化の上、労働基準監督署に届け出ること。
- ②社内及び社外への周知
*規定したジョブリターン制度を、社内掲示やイントラネット、ホームページ等の効果的な方法により社内及び社外に周知すること。

〈奨励金額〉

20万円（対象の事業実施期間内に“奨励事業”をすべて実施した場合に支給）

※詳細は、下記ホームページ（「TOKYOはたらくネット」）より募集要項をご確認ください。
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/jobreturn/>



育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金 〈申請から受給までの流れ〉

1. 事前エントリー

受付日の10時～17時に事前エントリーを行ってください。
※事前エントリーはTOKYOはたらくネットからできます。
※予定数を超えた場合には抽選を行います。

	事前エントリー受付日	事業実施期間	予定数
第4回	2020年 7月20日 (月)	2020年 9月1日～2020年11月30日	80社
第5回	2020年 8月20日 (木)	2020年10月1日～2020年12月31日	80社
第6回	2020年 9月23日 (水)	2020年11月1日～2021年 1月31日	80社
第7回	2020年10月20日 (火)	2020年12月1日～2021年 2月28日	20社

2. 申請可否の連絡

事前エントリーの結果をメールにてご連絡します。

3. 奨励金の申請

エントリー確定の連絡を受けた企業は、交付申請書類を都が定めた期日までに提出してください。

4. 奨励対象事業者等の決定 (交付決定)

決定後、交付決定通知書を送付します。

5. 奨励事業の実施

交付決定を受けた企業は、都が定めた事業実施期間内で奨励事業を実施してください。

6. 実績報告

奨励事業終了後、都が定めた期日までに実績報告書類を提出してください。

7. 奨励金交付額の決定 奨励金支給

実績報告書をもとに奨励額を確定し、奨励金を支給します。

◆事前エントリーや申請書類等様式のダウンロードは下記ホームページ（「TOKYOはたらくネット」）より可能です。
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/jobreturn/>



お問合せ先

東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用環境整備推進担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階 北側
TEL：03-5320-7594 【受付時間：平日9：00～17：00（12：00～13：00を除く）】